

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

招 集

令和3年6月29日（火）本会議終了後 議場

出席委員（8名）

（委員長）稲 田 清 （副委員長）今 城 雅 子
安 達 卓 是 岡 田 啓 介 奥 岩 浩 基 門 脇 一 男
土 光 均 又 野 史 朗

欠席委員（0名）

議長及び副議長

岩崎議長 前原副議長

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 森井議事調査担当局長補佐 安東議事調査担当係長

傍聴者

石橋議員 国頭議員 戸田議員 森谷議員 矢田貝議員
報道関係者0人 一般0人

審査事件及び結果

- 1 陳情第92号 米子市議会・委員会の別室モニター視聴を可能にするための環境整備を求める陳情 [不採択]

協議事件

- 1 広報広聴委員の選出について

~~~~~

## 午後2時24分 開会

○稲田委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

先ほどの本会議で当委員会に付託されました陳情1件について審査をいたします。

それでは、陳情第92号、米子市議会・委員会の別室モニター視聴を可能にするための環境整備を求める陳情を議題といたします。

この際お諮りします。本陳情につきましては、陳情の提出者であります深田卓也様から委員会において説明したい旨の申出がありました。深田様を参考人として招致し、説明いただくことに御異議ございませんか。

[「なし」と声あり]

○稲田委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

深田様、参考人席に移動をお願いいたします。

[深田氏参考人席へ移動]

○稲田委員長 これより深田様から御説明をいただきたいと思っております。説明は、分かりやすく、簡潔をお願いいたします。また、説明は座ったままでお願いいたします。

深田様どうぞ。

○深田氏（参考人） 今回陳情を出しました市内在住、高校教員をしております深田卓也です。よろしくお願いいたします。

早速話をします。米子市自治基本条例では、市民の市政への参加についてはこうあります。第8条、市民は、まちづくりの主体であるとの自覚の下に、市政に参加するように努めるものとします。市は、市民が市政に参加しやすい環境づくりに努めます。解説ではこうあります。第2項では、前項を受けて、市は、市民が市政に参加しやすい環境づくりに努めるとしています。これは、市が市民に対して様々な市民参加の機会を提供し、その環境を整えるという意味です。市民参加の方法には様々なものがあります。市政提案、市が主催する説明会や講演会への参加、議会や審議会、委員会の傍聴、審議会、委員会の委員への応募・参加、市民意見公募手続制度による意見の公募などがその例ですとあります。

次に、議会基本条例を見ていきます。第2条、議会は次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。(1) 公平性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。(2) 市民の多様な意見を把握し、これを政策の形成に適切に反映させるよう、市民参加の機会に努めること。(3) 本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長から提出された議案並びに市民からの提案に関して審議し結論を出すに当たっては、議員間の議論を尽くすよう努めること。(4) 議会の運営は、市民の関心が高まるよう、分かりやすい視点、方法等で行うこと。解説によると、市民に開かれた議会を目指すため、原則として全ての会議を公開し、また市民の関心が高まるよう分かりやすい視点、方法等で議会運営を行うことにより、公平性と透明性を確保することを規定しています。また、政策形成に当たり、市民参加の機会を設け、市民の多様な意見を把握し、意見が適切に反映できるように努めることを規定しています。さて、ここで大事なことは、自治基本条例では市民の市政への参加の具体的例として、議会や審議会、委員会への傍聴が挙げられ、市はその環境整備をすることが求められています。議会基本条例では、市民への開かれた議会を目指すこととされ、解説では、原則として全ての会議を公開し、市民の関心が高まるよう分かりやすい視点、方法等で議会運営を行うとしています。では、ここでいう開かれた議会とはどのような姿でしょうか。現在、米子市議会では、本会議、委員会、全員協議会など原則として公開し、本会議のネット中継も行われています。ではこれで開かれた議会は完成でしょうか。私はそうは思いません。解説でもあるように、市民の関心が高まるよう分かりやすい視点、方法等で議会運営を行うとあるように、常に開かれた議会を目指して研究、そして行動されるべきだと思います。

次に、今回の私の陳情ですが、私の陳情は現在委員会の傍聴については、人数制限があります。傍聴者多数で人数制限をかけなければならないときに、別室でのモニター傍聴ができるように環境を整備してくださいというものです。委員会で傍聴の人数制限で傍聴できなかったことはないかもしれませんが。しかし将来、そんな事態があるかもしれません、コロナのこともありますから。そんなときに臨機応変に別室モニター形式でもいいので可能にしてくださいというのが陳情の趣旨です。私は今まで多くの陳情を出してきました。私への質問が終われば、あとは議員だけの討論となります。討論といっても、一通り意見を言って、採決という形でした。そこに陳情者の意見を言うことはできません。もう話すこともできないので、そこで今回は私のほうから議論の進め方について考えを言わせていただきます。まず最初に、今回の陳情で私は採択を求めません。

**○稲田委員長** 深田様、ちょっと確認でお尋ねします。今からしゃべられることは、本陳情には直接関係のない部分でしょうか。

**○深田氏（参考人）** いや、関係あります。

○**稲田委員長** 議論の方法のことでしょうか。

○**深田氏（参考人）** 私の考えですから。

○**稲田委員長** できうるならば、この題名に表されている内容の説明にとどめていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○**深田氏（参考人）** 趣旨が分かりませんが…。

○**稲田委員長** 今回はこの米子市議会・委員会の別室モニター視聴を可能にするための環境整備を求める陳情の今説明をされているものと承知しております。それが一区切りついて、今後はこの委員会での審査の進め方に対する御意見という趣旨で、先ほど述べられたと認識しております。

○**深田氏（参考人）** その部分は撤回します。

○**稲田委員長** 撤回する。ということは、先ほどの部分で本陳情に対する説明は終了したと。

○**深田氏（参考人）** いや、まだこれからです。

○**稲田委員長** 冒頭に申しておりますが、分かりやすく、簡潔にお願いします。その部分は十分留意してください。私のほうで、この陳情の題名とあまりにも、あまりにも部分があいまいですが、かけ離れていると判断した場合には、説明は終結させていただきますので、その点御留意ください。どうぞ。

○**深田氏（参考人）** はい、分かりました。では、そういう陳情でありますということです。では、私としては、今回ぜひとも採択とまでは言わなくとも、ぜひとも趣旨採択という形でその実現が可能かどうか、この制度自身が要は開かれた議会に、ためになるのかどうかというところを見ていただきたいということです。もうすでに開かれた議会は完成されており、これ以上の制度はもはや必要がないというふうに言われれば、未来永久に米子市議会の傍聴スタイルとはこのようなものだというふうに、私は理解させていただきたいと思います。重ねて言いますが、要はこの制度が有用なものかどうかという、少しでも開かれた議会につながるかどうかというところで、議論をしていただきたいと思っています。

最後に、議会基本条例の中に、先ほどの紹介した中に、議員、委員会及び市長から提出された議案並びに市民からの提案について審議し、結論を出すに当たっては、議員間の議論を尽くすよう努めることというふうにありますので、議員間の議論をぜひとも期待したいと思います。以上で発言を終わります。

○**稲田委員長** 説明は終わりました。参考人に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ないようですので、参考人に対する質疑を終結いたします。

次に、本陳情の賛同議員であります土光議員に説明を求めます。

土光議員。

○**土光賛同議員** 説明というか、賛同の理由ですよね。ということですよ。

○**稲田委員長** もう参考人が述べていらっしゃいますので、この場合は簡潔にお願いいたします。

○**土光賛同議員** 陳情の内容とか、陳述人の思いは今で十分分かったと思います。私が強調したい一つだけ述べますと、今、委員会というのはネット中継、録画中継で議論をされていますが、まだ実現はしていません。傍聴に関しても、今の発言にありましたように、

コロナのことで傍聴制限、具体的には20名までという制限がかかっています。だから、市民が委員会の議論を知ろうと思ったら、今は傍聴という手段しかありません、議事録は二、三か月先なので。その傍聴で来てもいっぱいで見れないという、そういう事態は私はぜひ避けなければならないということで、この陳情、その趣旨に沿ったものだと思いますので、ぜひとも私は採択というふうに思って賛同をしました。以上です。

**○稲田委員長** 賛同議員の説明は終わりました。賛同議員に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○稲田委員長** ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。

そのほかございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○稲田委員長** ないようですので、これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様からの御意見を求めます。それでは、又野委員から奥岩委員の順で、岡田委員、岡田委員から上に上がって、土光委員から最後今城委員の順でお願いいたします。

では、又野委員。

**○又野委員** 私は採択を主張いたします。先ほどの陳情者からの話もありましたけれども、より開かれた議会を目指すということで、いろんな可能性を追求していく必要があると思います。せっかく傍聴に来られてももしいっぱい抽せんで見れなくなった、この方、もしおられた場合、気持ちを考えれば、本当にそれで開かれた議会と言えるのかと思われる可能性があります。もしそういうふうになった場合は何かしらの方法が取れないか、このように、陳情にもあるように、別室でのモニター視聴とか、こういうようなことも検討していくべきだと考えますので、採択を主張いたします。

**○稲田委員長** 次に、奥岩委員。

**○奥岩委員** まずは、深田様本日はありがとうございます。この92号に関しましては不採択でお願いいたします。理由といたしましては、当委員会でもまだ協議段階ではあるんですけど、委員会ネット中継に関しまして、委員会室に戻った際に、こういった形で運営しようかっていうのが現時点で協議段階でございますので、その点がありますので、開かれた議会というのは現在そういった形で実現しようと考えているものでございますので、不採択でお願いいたします。

**○稲田委員長** 次に、門脇委員。

**○門脇委員** 私も不採択、採択しないでお願いをいたします。現在コロナ禍という状況、特殊な状況でワクチン接種が進んでおります。アフターコロナを見据えて、やがては委員会室に戻ることになっており、インターネット中継においても協議をすることになっておりますので、それを待っていただきたいと、このように思っておりますので、不採択、採択しないでお願いしたいと思います。

**○稲田委員長** 次に、岡田委員。

**○岡田委員** 深田さん今日はありがとうございます。先ほど申し述べられたこと、開かれた議会のためにすべきだというお考えに関しては確かにそうだなという、私も思いを持っております。ただ、この陳情に関して、先ほど奥岩委員、それから門脇委員も申されたように、インターネット中継等の審議がまだ途中でございます。当然ですけど、我々は開かれた議会を求めていくということに関しては、当然だろうというふうに思っております。ただ、このたびの別室にモニター視聴を可能にするための環境整備を求めるというこ

とをまずやるということに関しては、私は委員会室が今の状況から元に戻ったときのインターネット中継等を含めて、やはりその議論をきちんとやったあとに開かれた議会というものをどのように形成していくのかということをやっぱり考えていきたいというふうに思っておりますので、この陳情に関しては不採択ということをお願いいたします。

**○稲田委員長** 続きまして、土光委員。

**○土光委員** 採択を主張します。先ほどのというか、不採択の理由で、ネット中継議論しているからとか、いずれ委員会室に戻るとか、それは今は実現できないということがはっきりしている。だから、今傍聴が制限されている、見れない可能性がある、だから、今こういったある意味で、緊急避難的な対応をしてくださいということなので、不採択にする理由がないでしょという意味で、私は当然採択を主張します。

**○稲田委員長** 次に、安達委員。

**○安達委員** 私も不採択の主張をしたいと思いますが、私、議員になってから委員会をずっと関わって、出席のときは出席、傍聴するときもあります、傍聴が定員オーバーで例えば抽せんとかっていうことはないように今まで経験しております。そういったことで、いろいろ考えてはおられるという理由を言われましたが、そういった環境的には傍聴はできるというふうにとっておりますし、それからインターネット中継のことも各委員が言われましたが、今の状態が臨時的な運用をしてるという思いでおりますので、そこは条件が変わったときに本来の委員会が開会できて、運営できるというところでまた議論すべきかなと思っております。それと、会議そのものはやはり主催者の思いで、いわゆる議事進行が進められると思っておりますので、そこは公開をずっとやっておられることを前提に進めておられるというふうに感じておりますので、そこは責任を持って議会が運営してるというところで、採択しないという主張をしたいと思っております。以上です。

**○稲田委員長** 次に、今城委員。

**○今城委員** 私も不採択を主張いたします。理由は、まず第一義的に会議を行うということについては、やはり議長また委員長の務めとして、この会議の秩序の保持というところを最大の務めとなるところだと、私は思っています。議会の委員会条例の中では、委員会として公開をするということと同時に、傍聴の扱いについては委員長が会議の秩序を保持するため、傍聴を制限することができるというふうになっていますし、議会の傍聴規則においては、現在議場において基本は60人、今は制限しておりますが、ただし、議長が特に必要があると認めるときはこれを変更することができるというふうに規則としてなっております。いずれも委員長、議長に対して、会議の秩序の保持やまた会議の運営上、また進行、内容についても傍聴の件も全て委員長、議長に一任をされている部分もある。しかし、合議をした上で今このような形になっているということを前提にしたいと思っております。その上で、事前の調査等によって傍聴の希望者が多数になることが予想される場合に、別室でのモニター視聴ができるように環境の整備をというふうに求めておられますが、この事前調査ということとはほとんどできないだろうと思っておりますし、このようなことが起こるといふ可能性があるなというところに便宜を図るように別室モニターという形をとるといふことであれば、会議の公平性を欠いていく場合もあるのではないかなというふうにも感じるところです。以上の理由で、今回この陳情については不採択を主張します。

**○稲田委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

土光委員。

○**土光委員** 先ほど参考人の陳述でせっかく議員間討議を期待してるということが出たので、何点か、誰とは言いませんけど、質問をしたいのですけど、いいですか。

○**稲田委員長** どうぞ。

○**土光委員** 一つは、私先ほど言いました。今は本会議場でやっています。定員は20名ということになっています。これは今のこの状況で、委員長がこの20名を増やすというのは実際できないと思います。20名というのはコロナの状況で決まっています。だから、緊急避難的に、録画中継も実現はまだ先、だから、今の状況に対応してこういったある意味で緊急避難的にモニター視聴ができるようにということで、これがなぜ駄目なのか、誰か再度説明してもらえませんか。それから、今まで委員会で定員オーバーしたことはない、ちょっと過去ずっとは知りませんが、私も直接は知りません。ただ、全員協議会はオーバーしたことはあります。ただ、これからないというふうには言えません。そういったことに対して、ちゃんと対応していくというのは必要なことだと思います。ということに関して、どういうふうに思われるか、不採択を主張される方、誰か反論してください。それからもう一つは、秩序の保持というのは傍聴の数を委員長が会議の進行に妨げになるときに、傍聴者を制限するとか、退室をするとか、開かれた議会という意味で、そういう観点から秩序の保持、それから傍聴制限、それはあり得ない対応なので、それはピントが私はずれていると思います。というふうには私は思うんですが、不採択を主張する議員に反論をしていただければと思います。期待します。

○**稲田委員長** どなたか意見を述べられますでしょうか。

先ほど討論で各委員が述べられた意見をもって、改めてでございますが採決に入りたいと思います。

又野委員。

○**又野委員** 開かれた議会を目指すということは、やはりここに傍聴に来てもらう人もどんどん増えるような努力を議会としてはしなければならぬのではないかと考えます。そう考えると、やはり傍聴制限の、数の制限があるというのはよりたくさんの人に来てもらうという、そういうことを目指すことにはならないんじゃないかなと、制限をかけるということは。そういう意味では、もし入れなかった場合は、近くどこかで視聴するような、そういう体制をつくるのがやはり開かれた議会になると思います。以上です。

○**稲田委員長** 御意見ということで。

〔「はい」と又野委員〕

○**稲田委員長** 改めて確認いたします。討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第92号、米子市議会・委員会の別室モニター視聴を可能にするための環境整備を求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…土光委員、又野委員〕

○**稲田委員長** 賛成少数であります。

よって、本件は採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第92号について、委員会審査報告書に記載する意見の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長に

において集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**稲田委員長** 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

深田様ありがとうございました。御退席をお願いいたします。

〔深田氏退席〕

○**稲田委員長** 次に、広報広聴委員の選出についてを議題といたします。

本件につきましては、米子市議会広報広聴委員会要綱第3条の規定に基づき、当委員会から1人の委員を広報広聴委員に選出しようとするものでございます。

まずは、どのように選出いたしましょうか。立候補があればお一人、お一人以上立候補があれば、その方の中からと思いますが、もし立候補がないようでしたら、どのような選び方がよいかも意見をいただければと思いますが、改めまして立候補される委員はいらっしゃいますでしょうか。

ひとまず現状はないようですので、どなたという推薦もあればと思いますが、決め方ですね、何か委員の皆様が納得しきる決め方があるかどうか、ちょっと私そこまで分かりませんが、このような形でとかとあれば提案をと思いますが…。

手を挙げて発言いただきますと、私皆さんの気持ちをぜひ伺いできればと思いますので、お願いします。

土光委員。

○**土光委員** 推薦を求めてはどうでしょうか、立候補ないんだったら。

○**稲田委員長** 推薦合戦じゃないですけど、推薦された方がまた別の方を推薦するようなことがあるかもしれませんが、せっかくいただいた意見ですので、まずは尊重させていただきます。土光委員から推薦方式の声がありましたので、どの委員さんがまたどの委員さんに対しての推薦があればお願いいたします。

〔「推薦合戦になりそうだな。」と土光委員〕

○**稲田委員長** 土光委員。マイクをちょっと口元に近づけておかれると。

〔「まだ発言していない」と土光委員〕

○**稲田委員長** 今はもう発言終わった…。

〔「はい」と土光委員〕

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 安達委員を推薦したいのですが、どうでしょうか。

○**稲田委員長** 今、土光委員から安達委員を推すという声がありました。ほかにということ、一応聞かせてください。ほかに推薦をされる方いらっしゃいますでしょうか。

安達委員いかがでしょうか。安達委員が受けてもいいとおっしゃっていただければ、ありがたいのですがとしか、私も言えないもので、申し訳ございません。いかがでしょうか。

安達委員。

○**安達委員** 推薦という言葉に負けそうですけれども、委員長の言葉もいただきながら、この議運の中でっていう話合いは重く受け止めたいと思います。以上です。

〔拍手〕

○**稲田委員長** じゃ受任いただけるということで、拍手も起きましたが、安達委員、議運を代表してよろしくお願ひ、私からもお願ひ申し上げます。

安達委員に決定ということで、皆さんよろしでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○**稲田委員長** 以上で用意したものは全て終了でございます。  
その他委員の皆様、議長、副議長ございますか。

〔「ございません」と岩崎議長〕

○**稲田委員長** 以上で議会運営委員会を閉会いたします。

**午後 2 時 5 3 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

議会運営委員長 稲 田 清